

仙台市高砂学校給食センター一次期事業手法に係る調査検討業務等委託
事業者選定プロポーザル募集要項

令和5年2月15日

仙台市教育委員会

※本公募は、令和5年度予算原案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容や交付状況に応じて、事業内容等の変更及び予算額の変更の可能性があります。

1 目的

本要項は、仙台市高砂学校給食センターの次期事業手法に係る調査検討業務等の受託候補者を、公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要となる事項を定めるものである。

2 対象施設

仙台市高砂学校給食センター（仙台市宮城野区高砂二丁目22番地の1）

3 事業目的

仙台市高砂学校給食センターは、PFI事業（BOT方式）として平成22年度に稼働を開始し、令和7年3月31日に事業期間を満了する（以下「現事業」という。）。

本業務は、本市が円滑に現事業を完了し、引き続き、安全で安心な学校給食を効率的かつ安定的に提供するため、現事業に係る建物、設備及び調理機器等（以下「建物等」という。）の引渡しに向けた課題の整理並びに令和7年4月1日以降の事業（以下「次期事業」という。）に関する調査、検討、評価及び次期事業における事業者の募集に向けた本市への支援等を行うことを目的とする。

4 委託業務の内容

別紙「仕様書」のとおり

5 委託料上限金額

9,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 上記金額を超えての見積は失格とする。

※ 委託料には別紙「仕様書」に記載した業務に要する全ての経費を含む。

6 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

7 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 仙台市における競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(2) 仙台市の有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁）第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。

(3) 令和4年12月31日までに下記のいずれかの類似業務を元請として受注した実績があること。

ア PFI更新に係る調査検討業務やアドバイザー業務

イ PFI導入可能性調査業務や契約までのアドバイザー業務

(4) 国税及び市町村税を滞納していないこと。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。

(8) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと。

- (9) 関連会社（親会社及び子会社を含む。）を含め、現事業の受託者である「株式会社高砂学校給食サービス」の構成企業及び協力企業でないこと。

8 スケジュール

手続き等	日程
募集要項等の公表	令和5年2月15日（水）
質問受付締切	令和5年2月24日（金）
質問に対する回答公表	令和5年2月28日（火）
参加表明書及び参加資格審査書類の提出締切	令和5年3月7日（火）
参加資格審査結果の通知	令和5年3月上旬
提案書の提出締切	令和5年3月13日（月）
提案内容に関するヒアリング	令和5年3月下旬
最も優れた提案書の特定	令和5年3月下旬
審査結果の通知	令和5年3月下旬

9 参加手続

(1) 募集要項等の公表

令和5年2月15日（水）から本市ホームページにおいて、本事業のプロポーザル募集要項等を公表する。

(2) 質問受付及び回答公表

① 質問受付

「質問書（別紙1）」に記入の上、事務局まで電子メールにより提出すること。

なお、提出締切日は、令和5年2月24日（金）午後5時必着とする。

※メールの件名は「(事業者名) 高砂学校給食センター募集要項等に関する質問」とし、メール送信後は事務局に電話連絡し、到達を確認すること。

② 質問回答

質問に対する回答は、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和5年2月28日（火）に本市ホームページにて公表する。

(3) 参加表明書及び参加資格審査書類の提出

① 参加表明書等の提出

次の書類を事務局に持参又は郵送（郵送の場合は書留に限る。）により提出すること。

ア 「プロポーザル参加表明書（別紙2）」

イ 税務署で発行する納税証明書（国の定める様式その3の3）及び本市または現在の主たる事業所の所在地で発行する納税証明書（法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税等）

② 参加表明書等の提出期限

令和5年3月7日（火）午後5時必着

③ 参加資格審査結果の通知

提出された参加表明書等を審査した上で、令和5年3月上旬にその結果を通知する。

(4) 提案書の提出

様式集に定める提案書（様式1～5、見積書）を作成要領に従って8部作成し、事務局に持参又は

郵送（郵送の場合は書留に限る。）により提出すること。

(5) ヒアリングの実施

提案書の提出者に対して、審査に必要な確認を行うためのヒアリングを実施する。詳細日時等は、提案書の提出者に書面で通知する。

10 最も優れた提案書の特定

(1) 選定委員会による提案書審査

本市選定委員会において、以下の評価項目について提出された提案書を審査し、最も優れた提案書を特定する。

(2) 評価項目

評 価 項 目 () 内の数値は、評価項目に対する配点を示す	
提案者の業務実績 (10)	業務への適応性、業務遂行能力
総括責任者の業務実績 (10)	業務への適応性、業務遂行能力
業務実施体制 (10)	業務遂行能力、取組みへの意欲
現事業の終了に関する提案 (20)	現事業及び建物等への理解度、修繕に係る専門性、課題把握の的確性、考え方の明確性・具体性・妥当性等
次期事業手法に関する提案 (40)	現事業及び建物等への理解度、民間活力事業の導入に係る専門性、課題把握の的確性、考え方の明確性・具体性・妥当性等
コスト (10)	低廉性、妥当性

(3) 審査の方法

提出された提案書について、選定委員会においてヒアリング結果を加味して審査基準に基づき評価項目ごとに評点を算出し、その評点合計が最大となった提案を最も優れた提案書として特定し、教育長に報告する。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- ① 提案書提出期限に遅れた者
- ② 「7 参加資格要件」に記載の要件を満たしていない者
- ③ 本手続きの期間中に、前項に掲げる要件に該当しなくなった者
- ④ 見積価格が「5 委託料上限金額」に記載の金額を超えている者
- ⑤ 提出書類に虚偽の記載をした者
- ⑥ 本手続きに関して、本市関係職員及び選定委員会委員に対し不当な活動を行ったと認められる者

(5) 審査結果の通知

審査結果は、提案書の提出者全員に書面により通知する。

なお、提案書の提出者のうち特定されなかった者に対しては、特定しなかった旨及び提出者中の順位を書面により通知する。

(6) 特定後の手続き

審査結果通知後に最も優れた提案書の提出者を受託候補者として選出し、提案内容等について調整・協議を行う。

11 業務委託契約

業務委託契約は、仙台市契約規則に基づいて締結する。

なお、本業務委託は、令和5年度予算に係る事業であることから、予算の発効以前においては、受託候補者の決定となり、予算の発効等をもって受託者とする事とする。

12 注意事項

- (1) プロポーザル参加表明書及び提案書の作成、提出、ヒアリング参加に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類等は、提出者に無断で提案書の特定以外の目的には使用しない。ただし、選考の公平性、透明性、客観性を期するため公表することがある。
- (5) 提出期限後における書類等の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の担当者は、真にやむを得ないと認められる以外に変更することはできない。
- (6) 書類等に虚偽の記載をし、その他不正な行為をした場合は、参加を無効とするとともに、指名停止その他の措置をとることがある。

13 その他

- (1) 書類作成に使用する言語は日本語とし、通貨は円とする。
- (2) 書類を直接持参する場合の受付時間は、午前9時から午後5時とする。

14 添付資料

- (資料1) 仙台市高砂学校給食センターの概要
- (資料2) 配置図及び平面図
- (資料3) (仮称) 仙台市高砂学校給食センター整備事業_要求水準書
- (資料4) (仮称) 仙台市高砂学校給食センター整備事業_事業契約書
- (資料5) 建物等の現況に関する調査事項等

担当窓口（事務局）

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目5番12号
仙台市 教育局 総務企画部 健康教育課 給食事業係
TEL : 022-214-8420
FAX : 022-268-2935
Eメール : kyo019130@city.sendai.jp